

平成26年度 東郷地域 まちづくり懇話会答弁要旨

と き 平成27年1月19日（月）14：00～16：18

ところ 東郷公民館

出席者 市：市長、知識副市長、教育長

総務部長、企画政策部長、市民福祉部長、商工観光部長、
建設部長、教育部長、危機管理監、新エネルギー対策監、東郷支所長、
農業委員会事務局長、コミュニティ課長、農政課長、
林務水産課課長代理、広報室長、外

市議：永山 伸一 議員、川添 公貴 議員

地域：各地区コミュニティ協議会長をはじめとする

地区住民 99名

(合計 128名 の参加)

「各地区の第3期地区振興計画の概要」について

1 斧淵コミュニティ協議会

●参画によるコミュニティ活性化（自治会活動の拠点である自治公民館の整備）

古い自治公民館の改築・改修

①古城滑石自治公民館

②平上水流自治公民館（特に県指定危険地帯に建っている）

③五社下公民館（古くて狭い、中水流地内約60世帯の災害時の避難所）

④司野自治公民館・・・これら4自治公民館については、自ら善管による管理運営するも改築・改修が必要。

⑤市の財産譲渡の機会・あるいは、国・県・市の補助金等による整備。

●活力を創出するまちづくり（公園を住民で管理し癒しの空間を作ろう）

樋渡川多目的運動公園の指定管理を受け、地区住民で管理運営し、子どもから高齢者までの利用率アップに努める。行政の支援を得ながら、同公園に桜を植樹し、東郷地域の桜の名所と樋渡川・川内川との親水自然公園化を目指す。

●環境生活基盤のまちづくり（河川整備による安全安心な住環境）

地区住民による川内川の河川愛護作業・環境見回りによるごみ拾い参加で防災減災意識の高揚と、自然環境への取り組み。行政による河川拡幅宅地嵩上げ整備。川幅を狭くしている危険な東郷橋の架け換え。市街化事業との関連。

2 南瀬地区コミュニティ協議会

●自然を活かし花と緑があふれるふるさとづくり

年2回、季節の花をプランターに植え地区の各所に配置する。春季はポーチュラカを植え、秋季はパンジーを植える。

●協働で培うふるさとづくり

毎年8月13日にコミセン広場で演芸・抽選会・花火・出店などを催し夏まつりを行う。

●健康で生きがいのあるふるさとづくり

75歳以上の高齢者を対象に、昼食会を開催する。芸能発表や、小学生からのお祝いのごちや合唱などでもてなし、長寿のお祝いをする。

3 山田地区コミュニティ協議会

●若者よ山田に帰っておいで（社会基盤）

地区内の道路危険箇所調査や草払いを行い、整備が必要な道路を地区民で検討、整理して関係機関に要望する。

●健康で安全に安心して暮らそう（保健衛生）

集中豪雨、土石流災害警報等を想定した避難訓練を行う。

●山田の大先輩、お年寄りに聞いてみよう（社会福祉）

月1回開催される社会福祉協議会のサロンに協力して、高齢者のゲームや体操などを実施するとともに参加を促進する。

4 鳥丸地区コミュニティ協議会

●にぎわいのあるまちづくり

平成28年度以降小中一貫校による学校統廃合で、鳥丸地区においては鳥丸小学校が廃校となる。地区の中心地に子供が集う学校が無くなることは、賑わいが消えることでもある。地区の課題は、鳥丸地区に活力や賑わいをもたらすためにどうするかということであり、そのためには、従来の地区活動の拠点であった小学校跡地の利活用を図る意味で、むらづくり振興大会や地区運動会、夏祭り納涼大会、夏季球技大会など継続して実施する必要がある。さらに、校舎の利活用として、地区の活性化につなげるよう行政と連携を取りながら検討する。

●安全で快適なまちづくり

地区住民への交通安全対策の更なる充実と、県道46号阿久根東郷線通行車両運転手への安全運転啓発表示看板等の設置を検討する。また、安心安全のための更なる防犯灯の設置及び夏祭り納涼大会に必要な舞台の安全対策（補助事業等）を検討する。

●安全で快適なまちづくり

危険箇所の点検を継続することで、地域住民の安心・安全が確保できることか

ら、今後も行政と連携を深め、以下の整備を検討する。①河川堆積土砂（寄り洲）除去 ②河川への進入路の整備 ③井堰整備及び魚道設置 ④鳥獣被害対策の継続実施等 ⑤市道及び側溝の整備 ⑥農産物加工施設と展示販売できる物産館の設置等。

また、地区の資源である「とうごう五色親水公園」の年間を通じた地域住民の利活用を図る。

5 藤川地区コミュニティ協議会

●豊かな自然を活かした特色あるむらづくり

①藤川地区を天神の観梅時期だけでなく、四季を通じて訪れたいと思わせる自然資源の掘り起こしや保存、イベントなどの開催を検討する。

②『ふじかわマップ』に掲載された史跡や伝説などを住民がよく知り、地区外からの来訪者に説明できる藤川ガイドの育成を検討する。

●学校再編の推進及び小学校跡地の有効利用

①小学校の児童数は、学校を維持するのにも大変な状況になってきており、市の目指す小中一貫校の早期実現を住民も願っていることを機会あるごとに訴えていく。

②小学校は、地区にとって灯台のごとき希望のシンボルであるが、閉校し学校としての機能を失うことで光を失わせてはならない。今後は、閉校後の跡地を地区の活性化の拠点としてどう活かしていくか、地区コミビジネスや地区内外に向けての交流に役立てる方法を検討する。

●高齢者がいきいきと安心して暮らせるむらづくり

①現在行っている地区コミビジネスを更に発展させ、高齢者の方々に負担の少ない農作物を生産してもらって、地区コミが購入することで高齢者の生きがいづくりに寄与し、地区内の女性が中心になって加工販売をできるような形の六次産業化を進めることを検討する。

②独居高齢者を引き籠らせないための取り組みや、高齢化した住民の中でどのようにお互いの安否確認をしながら、安心して暮らせる環境を整えていけるかを検討する。

議 題

議題1 （斧淵地区コミュニティ協議会） 住環境整備による安全安心な地区づくり

低地帯における川内川堤防の改修と都市計画化による住環境整備、ならびに山間部における危険箇所について、国・県・市との対策調整について

現状・調査状況

- 1 平成25年11月20日川内川右岸堤防約1.5km(18k~19.5k区間)を川内川河川事務所、薩摩川内市、関係住民、地区コミで点検、堤防に150箇所
の亀裂確認、そのうち、200m(18k600~18k800)間で護岸背面に
大きな空洞あり、この空洞については河川事務所でモルタル注入施工済、堤防より
低い世帯約400世帯。
- 2 平成26年6月4日~5日、地区内山間部危険箇所を、市東郷支所、自治会長・
自治会防災委員、地区コミで点検した結果、急傾斜危険63世帯、土石流危険4世
帯、その他危険地帯11箇所あり、斧淵地区は低地、山間部とも災害危険地帯を多
く抱えている。

【建設部長】

(川内川堤防の改修)

舟倉地区の堤防については、川内川河川事務所・市・地元の調査により、空洞部分
が見つかった。それについては、モルタル注入工を実施した。年末も実施したが、川
側のコンクリート部分に新たにコンクリートを張り、補強が済んでいる。

抜本的な改修については、国に「川内川の河川整備計画」というものがある。天辰・
中郷地区で見られるような、堤防を新たに道側へ引いて、川幅を広げる、引堤工法が
ある。または、現在の堤防に盛り土をして、堤防を強くする方法がある。これらのい
ずれかで、整備することで登載されている。大小路地区や鶴田ダムの再開発で、平成
28年度の出水期までに、効果を発揮できるように進められている。上・下流の整備
のバランスをみながら、東郷舟倉地区の河川の改修に入るとのことである。今後、事
業化の時期等についても、国と一緒に、調整したい。国には、早い時期に実施さ
れるように毎年お願いしている。今後も強く要望を続けたい。

(低地帯における川内川堤防の改修と都市計画事業による住環境整備)

昨年の10月に、新たに斧淵地区の一部約690haを都市計画区域に指定した。
今後、土地利用やまちづくりの方向性を踏まえ、用途地域指定等に関する検討も必要
である。河川の整備計画に基く堤防の改修に併せた一体的なまちづくりを行う必要が
ある。もう少し、国の動向を見ながら、皆様方と一緒に、勉強会等を開いてい
く必要がある。

いずれにしろ、このような大きな構想があるわけであるので、常に国へこの旨をお
伝えし、連携をとりたい。

(山手側の急斜面の急傾斜事業や砂防事業等)

市としても危険箇所の把握はしているが、全国的にかなりの予算を要するため、ハード面が遅れている状況である。昨年、広島市で発生した土石流災害を受けて、国も土砂災害防止法の見直しをしているので、県と一緒に、取り組まなければならない。危険箇所について、指定地域に住んでおられる方々にお伝えをし、再認識していただかなければならない。避難意識の向上を図るこれらの事業がソフト事業である。工事がどうしても遅れるので、雨の状況によっては、テレビ・ラジオ・行政の情報を十分に注意していただきたい。砂防ダム等のハード事業が終了していない箇所については、避難を最優先とすることを意識づけしていただきたい。市も、このような状況を踏まえ、活動していきたい。

【危機管理監】

(避難対策)

斧淵地区コミュニティ協議会の方々が中心となり、地区内の危険箇所の点検や浸水箇所の把握、土砂災害が想定される世帯を把握していただいた。災害対応として、自助・共助という観点での取り組みに感謝したい。

昨年の8月、広島市において、大雨による土砂災害が発生した。御自分の住んでおられる場所に、どのような危険が潜んでいるかを認識していただくことが、重要である。今回、調査されて世帯のデータもいただいた。これらの資料については、東郷支所、防災安全課、消防局、消防団等と情報を共有しながら、避難対策に活用させていただきたい。

災害発生が予測される場合は、市からは防災行政無線、広報車、FMさつませんだい、マスコミ等を活用しながら、早めの避難を呼びかけたい。住民の皆様・自治会・コミュニティ協議会からも同様に呼びかけをお願いしたい。

(市の土砂災害調査)

現在、市では市内全域で、斧淵地区コミュニティ協議会で実施していただいた調査と同様な調査として、職員が確認を行っている。世帯・危険種別・自治会ごとに、世帯の台帳を作成し、管理したい。作成終了後は、各地区の皆さんと情報共有することで、準備を進めている。危険と思われる世帯へは、注意喚起のチラシを直接配布することを計画している。今後も、皆様方の御協力をお願いしたい。

議題2 (南瀬地区コミュニティ協議会)

川内川支流一級河川山田川築堤工事について

平成18年度の水害後、川内川築堤工事も完了したが、山田川の築堤を一部行いそれで完了ということであるが、川内川堤防と山田川との差が2メートルもあり、安心できない。市を窓口として県への要望陳情をお願いしたい。

【建設部長】

平成18年のななふみ水害によるものである。これに伴い、山田川に逆流し、越水し、南瀬小学校方面に流れ込んで、家屋浸水など大きな被害が発生した。これを受けて、5箇年で整備する川内川激特事業があった。このメニューの中で、当時、被災水位が上がった高さまでは対策するというので、南瀬周辺においては、道路・土地の嵩上げ、ブロックの積み上げ等により、対応を済ませていただいた。

製材所から山田川へ暗渠があった。出口にフラップゲート（まねき扉）がついていなかったことから、逆流・浸水に繋がった。昨年、ゲートの設置は完了した。

このような事業は終了しているが、地元の一番の懸案である山田川の堤防の建設については、県としては、今のところ計画は無いとのことであった。しかしながら、地元としては、一番に懸念している堤防の建設であるので、今後も、県へ粘り強く要望していきたい。併せて、同河川の伐採や寄州除去等も要望していきたい。

議題3 (山田地区コミュニティ協議会)

市で管理されている河川の管理について

山田の古里川の管理についてお伺いしたい。川に寄洲が溜まり川の流れの障害になっており、災害を引き起こす要因になると考えている。一部の寄洲については、5月に竹下橋の上流、下流の約150mの間を除去していただいた。

しかし、川の両岸には繁茂する雑草や雑木が茂っており、豪雨の時は川が氾濫する恐れがある。以前は集落で自主的に藪払いを実施していたが、今では高齢者が多くなり、川の中での作業は危険をとまなう。災害を未然に防止するうえでも障害となる物を取り除きたいところである。行政としては、河川の現状をどのように認識されておられるのか、又、これから先どのように対処されるのか、お考えをお聞かせいただきたい。

併せて、県が管理する山田川の寄洲の除去については、「平成26年度県単河川等防災事業に要望済」との回答をいただいたが、その後、要望に対する県の進捗状況をお聞かせいただきたい。

【建設部長】

(県管理河川の寄州除去・伐採作業等)

県では、河川の寄洲除去対策として「寄洲除去計画」を策定され、平成24年度か

ら4年間で、集中的に除去作業を実施されている。

山田川については、同計画では、平成27年度の4月以降に実施される見込みである。但し、雨が降ったり、洪水の状況によっては、河床や流れが変化することも予想される。現場の状況を逐一確認しながら、連携を取り、作業していただきたいと考える。

(市管理河川の寄州除去・伐採作業等)

古里川は市の管理河川である。昨年の5月に一部伐採作業をしている。これまでも河川愛護作業等については、御協力いただき、感謝している。山田地区に限らず、どの地区でも、高齢化と人口の減少により、河川愛護・道路愛護の作業範囲が狭まっていることは、十分承知している。今後も、無理をされずに、出来る範囲で作業していただき、手の届かない部分については、市の道路補修班や市から業務委託された建設業者による作業で対応したい。予算も限られているので、全部の実施は厳しいかと思われるが、危険な箇所、緊急を要するような箇所は、遠慮なく要望してほしい。

古里川に限らず、市管理河川の寄州除去については、堆積の量や竹・雑草の繁茂の状況等をみながら、他の地区とも調整しながら対応したいので、今後もよろしく願いしたい。

議題4 (鳥丸地区コミュニティ協議会)

市及び企業による太陽光発電施設を鳥丸地区にある遊休地に設置して欲しい

鳥丸地区には、字現王原に約6haと字新城に約5haの高台農地があるが、そのほとんどが遊休地となっている。これらの遊休地を利活用することで地区全体の活性化を図りたい。

[対応策]

- 1 経済産業省資源エネルギー庁の支援制度として補助金制度があるが、それを活用して設置することはできないか。
- 2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した民間企業の提案等があるが、その初期投資に対する市の補助金制度を考えられないか。
- 3 民間企業に太陽光発電施設設置を働きかけてもらえないか。

【新エネルギー対策監】

(太陽光発電の現状)

平成24年7月の再生可能エネルギー固定価格買取制度開始以降、太陽光発電の普及が急速に進んでいる。九州電力株の送電線等への接続申込みが殺到している。

その結果、接続申込み量の全てが接続された場合、電力の需給バランスが崩れ、電力を安定して供給することが困難となる。そのため、接続申込みに対する回答が、一時保留されている状況である。特に6haとか5haとか大きな土地がある場合、500kWを超える大型の太陽光発電が想定される。現在、500kW以上の太陽光発電については新しい制度に移行しようとしている。年間30日を超える無補償の出力制御への協力、遠隔制御システムの導入義務などを新しく条件に付されるようになり、接続申込み環境が、以前に比べて非常に難しい状況になっている。

(経済産業省の補助金制度)

同省の補助金の中に、売電を目的としない場合に利用できる「独立型再生可能エネルギー発電システム等対策補助金」がある。売電を目的としない自家消費のための補助金である。この場合には、この補助金を利用することは可能であるが、事業化するための補助金には使うことができない。

売電を目的とした「再生可能エネルギー固定価格買取制度」があるが、この補助金との併用はできない。

(初期投資に対する市の補助金)

平成25年4月に「次世代エネルギー事業促進補助金」を創設している。

補助対象は、本市内において、土地・建物の貸借を含む取得等により、次世代エネルギー発電事業を業務として行う事業者である。補助金の額は、当該事業により増加した土地・建物の固定資産税相当額に対し、単年度100万円を限度額として、3年間交付することとしている。

(民間企業への太陽光発電設置の働きかけ)

民間企業への働きかけのことである。当該遊休地は、多くの地権者（地目：畑、原野、山林など）が存在しているようである。地権者の窓口となる方があれば、太陽光発電設備用地として、市のHP等で紹介したい。

【農業委員会事務局長】

(字現王原の現状)

字現王原の現状は、飼料用耕作地の外、一部でクヌギや梅の木等が植栽されている。台帳上は、畑地が約160a、その内農振農用地約110aとなっている。今回、御提案のあった太陽光発電施設の設置については、仮に計画を進めようとする場合、様々な法令に基く手続きが必要となる。

まず、農地であるので、農地転用の手続きが必要である。その内農振農用地約110aについては、農振農用地除外の手続きが必要となる。この場合、一団の農地の転用となるので、まず、地元の方々の合意形成をしていただき、農地の地権者や未相続

農地の場合、全相続人の同意が必要である。特に利用権の設定されている農地があるので、これを解約していただく必要がある。

農振農用地については、長期的に農業振興を図る地域であり、特に現王原は農用地1種農地と位置づけられている。太陽光発電設備施設の設置を目的とする農振除外・農地転用は、原則不許可の対象となっているので、設置は厳しいと言わざるを得ない。

(字新城の現状)

字新城においては、東郷町と田海町で形成されており、東郷町に属する農地は、5aである。一部の土地の転用となると、新城地域は農振地域でないので、農振除外の手続きは必要なく、農地転用の手続きは可能である。地元の方々との合意形成を行っていただければ、先に進める。

なお、具体的な話については、東郷支所、または、農業委員会事務局へ来ていただければ、御相談に応じたい。

議題5 (藤川地区コミュニティ協議会)

今後の農林業政策について

1 東郷地域はこれまで「フルーツの里東郷」という名の下、みかん、いちご、ぶとう、梨、きんかんなどの施設園芸に力を入れて取り組んできた。しかしながら、農家の高齢化や他の産地などとの競争激化など取り巻く環境は厳しさを増し、今後の農業経営に不安を感じる方も多いのが現状である。市が取り組む観光農業の観点からも、何らかの対策が望まれると思うが、市としての展望を伺いたい。

2 戦後、国の政策の下広大な面積に杉、桧の植林が実施され、多くの森林が伐期を迎えているところである。一方、木材の価格は低いまま推移しており、今後の大きな改善も見込めないのが現状である。

また、小規模な森林所有者の多い藤川地区においては、間伐の費用捻出も困難なため荒廃していくにまかせざるを得ない山も見受けられる。

このままでは、諸先輩方が次世代のためにと流された汗が無駄になってしまうことになる。

市としての今後の林業政策及び森林資源の利活用策について伺いたい。

【商工観光部長】

(観光農業対策の展望)

東郷地域においては、薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会会員として、20名の方が登録されている。積極的に農家民泊体験を実践され、年間約250名の子ども達を受け入れておられる。このことに関して、深く感謝申し上げたい。

体験プログラム「きゃんぱく」がある。この中で、農家の方々が体験実施者（パートナー）として、参画いただいている。これまで、「人形浄瑠璃とイチゴ狩り」、「きゃんぱく特別企画フルーツ狩り」として、一生懸命取り組んでいただいている。

現在、農林水産省の事業を活用して、おもてなしの幅を広げるために、一般客の受け入れ可能性調査やマニュアルの整備等に取り組んでいる。今後、受け入れ先の拡大や、体験メニューのリニューアルを行いたい。

御質問いただいた藤川地区についても、市グリーン・ツーリズム推進協議会会員として農家民泊体験活動を行い、修学旅行生を受入れられている方や、観光農園を運営されている方がおられると認識している。

「観光農業」については、その生産管理や担い手の確保等克服すべき多くの課題がある。販売や集客面に関して他の地域に負けない競争力も重要なポイントである。

幸い、藤川地区は県道46号が通り、藤川天神や臥竜梅の里「清流館」があり、隣接地区には「とうごう五色親水公園」もある等、集客環境は比較的恵まれている地区である。

（観光農業の対策）

販売や集客面で競争力をつけるためには、やはり地元の皆様方の意気込みと、お客様に振り向かれる魅力づくりが求められる。

今年は国民文化祭も当地で開催され、全国から多くの方々が訪れる絶好の機会でもある。体験型旅プログラム「きゃんぱく」等のオプションツアーや旅行商品として販売し、市HPやFMさつませんだいなどで具体的にアピールしながら集客営業を図ることが必要である。

今後、市観光物産協会、市グリーン・ツーリズム推進協議会、地元地区コミュニティ協議会等を連携して、集客力の高い旅行商品や「天神ゆべし」、「地卵プリン」、「こんにゃく」等の地元の特産品・名物商品ができあがりつつあると聞いている。このような特産物とからめながら、人に来てもらえるような新たな商品づくりに努めたい。

【農政課長】

（今後の農林業政策）

本市はもとより、全国的に農家の高齢化、農産物の価格低迷が続いており、農業離れが続いている。後継者不足等、農業を取り巻く環境は厳しい状況である。

本市において、一次産業は、重要な基盤の一つである。農作物の品質及び農家の所得向上を図るために、農政課営農指導グループ内に農業専門員を6名、営農指導資格を持つ嘱託員を4名配置して、果樹園芸農家を含めた営農指導体制を強化している。

平成26年3月、今後5年間の農業施策の指針となる「第2次薩摩川内市農業・農村振興基本計画」を策定した。同時に、「薩摩川内市6次産業化基本計画」も策定し

ている。生産振興・販売促進を図るための施策を展開している。

御指摘のあった、いちご、ぶどう、きんかん、みかん、梨等の園芸品目も本市の重要な作物である。これらについて、本市では270戸の生産農家があり、生産面積も110haである。東郷地域は、フルーツの里であり、生産面においても、市全体の63%、農家数も53%程度を占めている。藤川地区においても、いちご、ぶどう、きんかんの生産に取り組んでいただいている。

第2次薩摩川内市農業・農村振興基本計画において、いちご、ぶどう、きんかんの生産については、販売額1億円を超える販売実績があることから重点品目に位置付け、産地づくり支援を行っている。

みかん、梨についても、地域の特性を活かした農産物として、推奨品目に位置付け、生産振興に取り組むこととしている。

併せて、販売面においては、消費拡大を図るために、関東・関西方面の市場への販売促進活動を、県北薩地域振興局、JA北さつま、生産者団体と一体となって取り組みたい。

【林務水産課課長代理】

(今後の林業政策、森林資源の利活用策)

本市の森林資源については、戦後植林されたスギ・ヒノキの人工林について、現在、造林・保育による資源の造成期から間伐や主伐による利用期に移行しつつある。これらの森林資源を有効に活用しながら、持続的に森林経営を進めていくことが、本市においても、大変重要である。

しかしながら、分散している小規模な私有林について、個々に間伐することになると、作業効率が悪いため、結果として施業による収支が赤字になることも予想される。

については、東郷地域においても、森林組合や民間の林業事業者による私有林の集約化を進めている。集約化によってまとめられた森林においては、作業用の専用道の計画的な整備、低コストで（丸太の生産に伴う）搬出間伐の実施などを行える体制づくりを進めている。

また、報道にもあるように、本市においては、中越パルプ川内工場による木質バイオマス発電施設が平成27年11月から稼働することが予定されており、現在、工場内敷地において、工事が着々と進められている。同施設については、年間約30万㎡の燃料となる木材の需要が見込まれる。

この需要に対応するため、これまで収集・運搬コスト面から、山の中にそのまま放置されていた未利用材等の有効活用が図られることを期待している。市としても、引き続き、森林組合や民間の事業者が行う私有林の集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入、搬出・間伐の実施への支援を積極的に進めていきたい。

引き続き、関係機関と連携を図りながら、本市の林業振興に努めてまいりたい。

個人で持っておられる山に関する間伐・主伐に関する御相談等があれば、遠慮なく

林務水産課までお越しいただければ対応したいと考えている。

その他意見・要望

質 問

新聞報道等で御存知かと思う。東郷ゆったり館が無償譲渡される。当初は有償譲渡と聞いていた。それに至った経緯と今後の運営（10年後）を伺いたい。

【商工観光部長】

（無償譲渡になった理由）

同施設については、平成14年度旧東郷町時代に建設された。東郷地域の皆様におかれては、日頃利用されており、親しみがあり、地域の誇りとなる温泉・宿泊施設であると認識している。

民間譲渡については、有償・無償の両面から検討した。まず、時価による有償譲渡（3.8億円）、3.8億円から減額した有償譲渡、無償譲渡の3つのパターンで、比較・検討した。その結果、時価による有償譲渡では、市の負担は無いが、譲渡先にとっては、譲渡代金（3.8億円）に加え、修繕料、固定資産税、将来の建物の解体経費等、大きな負担が生じる。次に、減額しての有償譲渡においては、市の負担が生じ、譲渡先にとっては、譲渡代金（7千万円程度であるが）に加えて、先ほどと同様に、修繕料、固定資産税、将来の建物の解体経費等、負担が生じる。無償譲渡になると、市の負担は無い。譲渡先も修繕料、固定資産税、将来の建物の解体経費等の負担が発生するが、譲渡代金が発生しないために、初期投資をしやすい状況になる。以上の検討結果から、市としては、今後、応募者が無く、経営継続が不調となった場合、利用者と地域経済に大きな影響がでることが予測される。そのようなことも含め、将来の修繕料や解体経費等の市の財政負担や譲渡先の投資環境、施設の経営継続等、総合的に勘案した結果、最終的には苦渋の決断であったが、無償の民間譲渡とした。

（今後の10年間）

民法の規定により、10年間だけは、今の契約条件を履行していただくということ、今の温泉・宿泊施設の形態が継続される。土地については、市が無償で貸し付けるということになっている。10年後についても、今の形態を継続していただくことを条件とした契約も混ざっている。将来的には、民間の発想の中、今の温泉・宿泊施設が継続できる方向で、今後も譲渡先とも協議を進めたい。全く、形態の異なるものにはならないと考えている。

【市長】

無償譲渡については、公募の条件としただけである。もし、応募者がおられた場合は、契約をしなければならない。その時には、議会の議決が必要となる。今回、応募者がおられて可能性がある場合、3月議会で無償譲渡議案を提出する。議会で否決されたら、何もできないことになる。承認された場合は、契約が成立することになる。従って、無償というのは、公募条件のみであることを御理解いただきたい。最終的には、3月議会で決まることになる。

意見

今後の運営について、東郷町民が当施設を利用しやすいような形態で、運営されるようにお願いしたい。

【市長】

合併して、宿泊を伴う施設が4つあった。全て町村が経営していたわけであり、極端な表現をすれば、全て赤字であった。相当な費用を出さなければ、経営できない。昔、国民宿舎というものがあつたが、全国何処でも経営ができない状況になっている。従って、この経費に維持管理費を含めて考えると、市の財政を圧迫することもあり、公募方式を採っている。そのような中で、東郷町のゆつたり館は、比較的、経営的にうまくいき、施設も立派である。10年・20年後を考えると莫大な借金を背負うことも予想される。今、利用度のあるうちに売却した方が良いと判断したわけである。結果的に4つの施設の全てを売却することで考えているので、御指摘のとおり、10年後も、しっかりとした経営ができるような業者に引き継いでもらえたら有り難い。また、そのような業者を選びたいので、御理解願いたい。

意見

条件を付けて、譲渡の時期を逃すより、条件の良い時期に、譲渡した方が良いと思う。藺牟田池の清風荘のように、改修してから無償譲渡するより良いと思う。

このことを丁寧に説明されたら、住民の反対意見も出なかったと思う。法令に従って、進められることなので、市の判断も正しいと思う。しかし、今後は、市から住民へなるべく丁寧な説明をお願いしたい。

質問

高齢化が進み、独居老人の方が増えている。独居老人からコールセンターへ連絡、その後、地元等へ情報がいくシステムがある。昨年、ある独居老人からコールセンタ

一経由で連絡が私のところに来た。現地に出向いたが、住宅に鍵がかかっており、対応が出来なかった。たまたま、大事に至らなかったが、外に対処する方法はないか。

古城滑石に廃屋となった市営住宅があるが、どのように対処されるのか。改修されて、また、住宅として使用するのか。雑草も生えており、非行の温床にもなりかねない。

【市民福祉部長】

(独居老人対策)

市が把握している独居老人が、市内に約6,300人おられる。対策としては、すこやかアドバイザー、民生委員、訪問給食等による安否確認がある。在宅介護支援センターに年1回の調査依頼により、心身の状況や緊急の際の連絡先等のデータを持っている。

独居老人の方に、コールセンターへ繋がる500台の機器を貸与している。幾重にも対策は実施しているところであるが、悲しいことに、独居老人の死亡も出てきている。

鍵がかかっていたために、安否確認ができなかったとのことである。このような場合は、市へ御連絡いただければ、支所を含めて直接駆けつける等の対応をしたい。コールセンターの対応のうち、年数件、救急車で搬送されるケースがあるが、大事には至っていない。

【建設部長】

(市営住宅)

改修できない市営住宅は計画的に解体する。御指摘の市営住宅については、確認の上、支所を通じてでも報告させていただきたい。

要 望・質 問

市から地域活性化ということで、グリーン・ツーリズムを応援していただいております、大変有り難い。受け入れ農家がなかなか増えなくて、担当課も苦勞されている。金額が4,500～5,000円である。このような仕事は食べ物が重要である。これは、魅力が無いから増えない。私は農家民宿とグリーン・ツーリズムの両方を実施しており、10～13品出している。おかげで、リピーターも多く、海外からも客がある。

このような中で、受け入れ農家を増やすためには、少し補助(1,000円～1,500円)をお願いしたい。

ふるさと納税の制度について、伺いたい。本市は、これに対してどのような特典があるのか。都会の親戚等へPRしたいので、教えていただきたい。

【商工観光部長】

(グリーン・ツーリズムへの助成)

グリーン・ツーリズムでは、大変お世話になっている。受け入れ農家が減ってきている状況の中で、助成をお願いしたいとのことであった。

現在、農林水産省の事業を活用して、おもてなしの幅を広げるため、一般客の受け入れ可能性調査を実施している。旅行者が宿泊するための資格を取るために、グリーン・ツーリズム協議会の中で、農家の皆さん方を対象に勉強会を開いたりしている。資格を取ってもらうことにより、受け入れのレベルアップをすることで、少し単価を上げられないかということも、一つの方法でないかと考える。来られる方が、子どもさん達であるので、急に単価を上げることは厳しい。補助金という話もあったが、受け入れ農家の皆さん方が継続して、受け入れができる体制をつくっていくことが、大事であると考えている。補助金については、今後、検討したい。まずは、どのような形で受け入れた方が一番良いのか。体験メニューの中身も検討し、受け入れ農家の負担にならないようなやり方等もあると思う。これらを今年度の事業で細かく検討していきたい。

【企画政策部長】

(ふるさと納税の現状、考え方)

ふるさと納税の制度は、東京・大阪等で暮しておられる市の出身者が、市への思いとして、財政的に応援したいということで始まった。市民税の1割相当額を地元薩摩川内市へ寄付すれば、原則、税的な負担が無いような制度である。市へ直接寄付される場合と、鹿児島県を經由して市へ入る場合がある。平成20年度から始まっており、多少の変動はあるが、両方の場合を合わせて、年間500万円前後の寄付として、本市へ入ってくる。

恩典については、100万円以上、寄付をされた方へは、市長からの感謝状と記念品を贈呈している。その他については、市内の公共施設（歴史資料館・宇宙館等）の無料利用券や県下全域の公共施設の利用券をお礼状に添えてお返ししている。新聞等で、賑わっているような、他の市町村で実施している高価なお返しを、現時点では、本市では実施していない。これらが加熱して、過当競争になりつつあり、本来の趣旨から逸脱していることを国も懸念している。

(平成27年度以降)

本市の特産品（例えば、ぶどう等）をお返しにすれば、都会で隣近所等に配られて、本市の特産品・本市の名称等のPR効果の側面があるのも事実である。従って、高価なお礼品は問題があると思うが、妥当なお礼品として、本市の特産品のカタログ的なものを作ってお返しする仕組みを来年度に向けて考えている。しかし、これも、3月議会の議決を得てからになる。予算が通過したら、市民の皆さんや関東・関西郷土会

を通じて郷土出身者の方へもチラシ等を送り、御協力をお願いしたい。来年度に向けて準備中であるので、御理解をお願いしたい。

意見

是非、ふるさと納税ができるような方策を検討いただければ幸いである。

質問

原発災害の避難計画についてである。私も避難先である末吉町まで行った。ある自治会の避難所に指定されている同町の場所が、地元の公民館よりも、狭い場合もあった。避難するにはどうかと考えた。

情報が異なるかもしれないが、九州地方については、年間の7割近くは西風と聞いている。避難の方向性に問題はないのか。

今後、恐らく避難計画等も順次検討されると思う。その際に、隣接県との県境を越えた計画も考えていただけないか。

【危機管理監】

(避難先の広さ)

避難先の施設の面積については、1人2㎡ということで、自治会の人数をあてはめ、配置した。

実際、使えない部屋等があるかもしれないので、現在、職員で、その経路を通り、その施設に行き、確認している。その確認ができ次第、皆様方の世帯に経路と施設をお示しした地図を、3月までの予算でつくることにしているので、お配りしたい。

御指摘のあった場所について、もし、教えていただければ、再度、内容を聞いて調べたい。

(西風)

原子力防災計画書の中で、発電所建設の際、1年間を通した風向きを調査・掲載している。一番多いのが東南東の風、次が北北西の風となっている。例えば、夏場は南風、即ち、南東の風が多い。従って、年間を通して半々ぐらいではないかと思う。

(県境を越えた避難)

西風が多いので、避難先はどうかという部分もあるが、風に応じた避難をしなければならない。現在のところ、県内で影響が無い所に行くという考え方であり、避難先は確保されている。どうしても、避難先に風が向いている場合は、県・国と協議し、その時に応じて、他県への避難ということも対策として考えているので、御理解いただきたい。